

ビッグパワーテント管理細則

(趣旨)

第1条 この規定は、衣川台自治会ビッグパワーテント（以下「ビッグパワーテントという。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ビッグパワーテントは、衣川台自治会員の共有財産として管理を行うものとする。

(保管場所)

第3条 ビッグパワーテントは、衣川台南公園内（衣川台地児童公園）のテント倉庫に保管する。

(使用の許可)

第4条 ビッグパワーテントを使用する場合は、衣川台自治会長の許可を得なければならない。

(使用の制限)

第5条 ビッグパワーテントは、自治会が実施する行事及び事業に限って、自治会の管理のもと使用することができる。

(使用の注意)

第6条 ビッグパワーテントを利用した場合において行事又は事業が終了した後は、清掃、点検及び後始末を行うものとする。

(その他)

第7条 この規定に定めのない事項については、衣川台自治会長が決定するものとする。

付則 この規約は平成22年7月16日から適用する。

付則 この細則は、平成23年11月6日より施行する。

(規約を細則へ変更、見出しを追加、第3条保管場所を変更)